

2024年8月27日

各 位

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

株式会社スプレッド
代表取締役 稲 田 信 二

謹啓

時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。弊社に対し、平素より格別のご厚情とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、2024年8月26日、京都地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、同日付けで、京都地方裁判所から、弁済禁止等の保全処分決定及び監督命令（監督委員：拾井美香弁護士〔京都総合法律事務所〕）が発令されましたのでお知らせいたします。

弊社創業以来、皆様からのご支援を賜りながら、民事再生手続開始の申立てによって、皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

弊社が申し立てた民事再生手続は、申立前の原因により発生した債務の支払を停止して、裁判所の監督を受けながら事業の再建を図る手続です。破産などの手続とは異なり、弊社は、再建に向けて「テクノファームけいはんな」ほかの事業を継続いたします。

また、今回の民事再生手続開始の申立てにあたっては、株式会社江寿様（以下「江寿様」といいます。）及び中部電力株式会社様（以下「中部電力様」といいます。）より、当社支援に関する意向表明を頂いております。

江寿様は、当社と同じく京都を拠点とされており、地域社会に貢献すべく、ベンチャー企業に対する投資を行っておられるところ、当社はこれまで江寿様より多大なご支援を頂いており、当社の民事再生手続開始申立て後においても、当社に対するご支援を頂ける旨のご意向を頂いております。

また、中部電力様は、当社との合弁会社である合同会社TSUNAGU Community Farm（以下「TCF様」といいます。）により、植物工場であるテクノファーム袋井を運営されております。当社事業に関する重要なステイクホルダーである中部電力様からは、当社の民事再生手続開始申立て後においても、TCF様の持続的な発展を前提として、テクノファーム袋井の操業を継続され、関係者と今後協議の上、江寿様及び中部電力様が関与されるなどの形により、当社の再生計画に対する支援を検討される旨のご意向を頂いております。

このような状況を踏まえ、弊社といたしましては、改めて皆様にお掛けするご迷惑・ご心配についてお詫び申し上げるとともに、今後とも、皆様のご理解を賜りながら、事業の

継続・再建を図ってまいりたいと考えております。従業員一同、一丸となって再建のために全力を尽くすとともに、更なる事業の発展に取り組んでまいりますので、何卒、より一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本件についてのお問合せは、以下の連絡先までお願い申し上げます。

住	所	京都市下京区中堂寺栗田町 93 番地	KRP6 号館
電	話	075-555-3207	
E-MAIL		sp_contact@spread.co.jp	

※お問い合わせ時間：平日（祝日を除く）午前9時30分～午後5時00分